

アイヌ施策に係る公の施設使用等専門部会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市アイヌ施策推進委員会規則（平成26年規則第55号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき設置する専門部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、公の施設におけるアイヌ民族に関する展示その他の表現活動に係る次に掲げる事項について、専門的な見地から調査及び審議を行う。

- (1) アイヌ施策に係る公の施設の使用承認に係る判断基準を含むガイドライン等の検討について
- (2) 前号のガイドライン等の検討が進められている間に、公の施設におけるアイヌ民族に関する展示その他の表現活動に関する使用申請があった場合における、個別事案の対応（使用承認の可否や条件付与の要否等）について

(部会の会議等)

第3条 部会の会議及び議事等については、規則第6条第5項において準用する規則第4条及び第5条の規定によるものとする。

2 部会長は、事案の性質上緊急を要する場合その他部会の会議を招集する暇がないと認める場合は、書面又は電磁的記録の持ち回りによる審議をもって部会の会議に代えることができる。

(部会の調査審議結果の取扱い)

第4条 部会における調査及び審議の結果については、札幌市アイヌ施策推進委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

2 委員会は、前項により報告を受けた内容について審議し、第2条各号に掲げる事項について決定するものとする。

(会議の公開・非公開)

第5条 部会の会議は、公の施設の使用等の承認に関わるものであることから、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第21条ただし書の規定に基づき、公開により公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると部会長が部会に諮り認めた議題については、非公開とする。

（会議録等の作成及び公開）

第 6 条 部会長は、会議の開催日時、場所、出席者、議題及び議事の概要を記載した会議録（又は議事要旨）を作成するものとする。

2 会議録（又は議事要旨）は、原則として公開とする。ただし、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 7 条各号のいずれかに該当する場合は非公開とする。

（守秘義務等）

第 7 条 部会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。特に、第 5 条の規定により非公開とした会議における資料及び審議内容等の情報が外部に漏洩しないよう取扱いには十分に留意するものとする。

（庶務）

第 8 条 部会の庶務は、市民文化局において行う。

（委任）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月〇日から施行する。